

学籍番号：CD102003

未認識退職給付債務の会計処理に関する実証研究

(要 旨)

一橋大学大学院商学研究科

博士後期課程 会計・金融専攻

澤田 成章

(1) はじめに

本論文の目的は、退職給付会計において国際的に進展する未認識債務の会計処理のコンバージェンスに関する論点を整理し、会計基準設定の議論に資する経験的証拠を提示することである。とりわけ本論文では、①数理計算上の差異を遅延認識する場合と即時認識する場合とでの財務諸表の情報有用性の違い、②数理計算上の差異が財務諸表にもたらすボラティリティが経営行動に与える影響、③過去勤務債務の償却年数設定に許容された裁量を用いた利益調整に焦点を当て実証的に分析を行う。

退職給付に係る負債や制度資産の公正価値の変動は、退職給付に係る会計基準（以下、旧日本基準）のもとでは必ずしも直接的に財務諸表に反映されるわけではない。遅延認識と呼ばれる方法により未認識債務としてオフバランス処理され、規則償却を通じて財務諸表に反映されてきた。オフバランスされた退職給付に係る負債や制度資産の公正価値の変動は、数理計算上の差異として注記に開示される。また、退職給付契約そのものが変更され、退職給付に係る負債の公正価値が変動する場合には、その変動分は過去勤務債務として注記に開示される。

こうした未認識債務の会計処理に関して、近年、国際的に会計基準のコンバージェンスが進展している。IASB は、2008 年 3 月に IAS19「従業員給付」の改訂に係る予備的見解（以下、IAS19 予備的見解）を公表した。IAS19 予備的見解は、「利得及び損失の認識の遅延及び不適切な測定方法の仕方は、財政状態計算書に誤解しやすい数字を混入させる」

（IAS19 予備的見解、par. IN2）として遅延認識を明確に批判し、退職給付に係る負債や制度資産の公正価値の変動を貸借対照表だけでなく損益計算書でも即時認識するアプローチを含めた 3 つのアプローチを提示してコメントを募集している¹。

IASB は 2011 年 6 月に国際会計基準書第 19 号「従業員給付」（以下、改訂 IAS19）を公表した。改訂 IAS19 においては、従来未認識とされてきた項目をその他の包括利益を通じて貸借対照表に即時認識するが、リサイクルを通じた純利益計算への反映を行わない処理が採用された。

一方、日本では、2012 年 5 月に企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下、改訂日本基準）を公表した。改訂日本基準では、原則として平成 23 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から、従来の未認識項目を貸借対照表上でその他の包括利益の累積額として即時認識し、平均残存勤務期間以内でリサイクルするアプローチが採用された。

こうした近年の国際的な潮流は、従来は脚注で開示されるのみであった未認識債務の遅延認識を廃止し、即時認識を採用する方向で議論が進められている点にその特徴があると言える。

本研究が未認識債務の会計処理に焦点を当てる背景には、以下の 3 つの問題意識がある。すなわち、①公正価値会計の拡大が指摘されていること、②未認識債務の会計処理方法や

¹ 遅延認識と即時認識をめぐる論争や 3 つのアプローチの詳細については第 2 章を参照。

表示方法の変更が日本企業の財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性を持つこと、③経験的証拠の蓄積の重要性が高いこと、である。

本論文はこうした問題意識を背景として、以下の構成に従って分析を進める。第2章「退職給付会計基準の特徴と論点」では、退職給付会計基準設定上の論点を整理する。会計基準設定主体が公表するディスカッションペーパーや、ディスカッションペーパーに寄せられたコメント、会計基準の結論の背景を分析することによって、基準設定上の議論の対立点を特定化することがその狙いである。

第3章「未認識債務の会計処理に関する実証研究の現状と本研究の特徴」では、第2章で特定化された各論点に対して、先行研究がどのような視点から、どのような経験的証拠を蓄積してきたかを検討する。こうした取り組みにより、学術研究が明らかにしていない実証上の課題を導出することが第3章の狙いである。

第4章「未認識退職給付債務の会計処理の実態」では、基準設定主体や先行研究が懸念する問題が日本企業に対しても同様に観察されるか否かを検討する。こうした分析を通じて、第2章および第3章で識別された検証課題と日本企業の実態との照らし合わせを行うことがその狙いである。

第5章から第7章では、第2章から第4章において識別された実証上の課題に対して、先行研究の発見や日本企業の会計処理選択の実態を踏まえ、仮説検証型の分析を通じて経験的証拠を提示する。

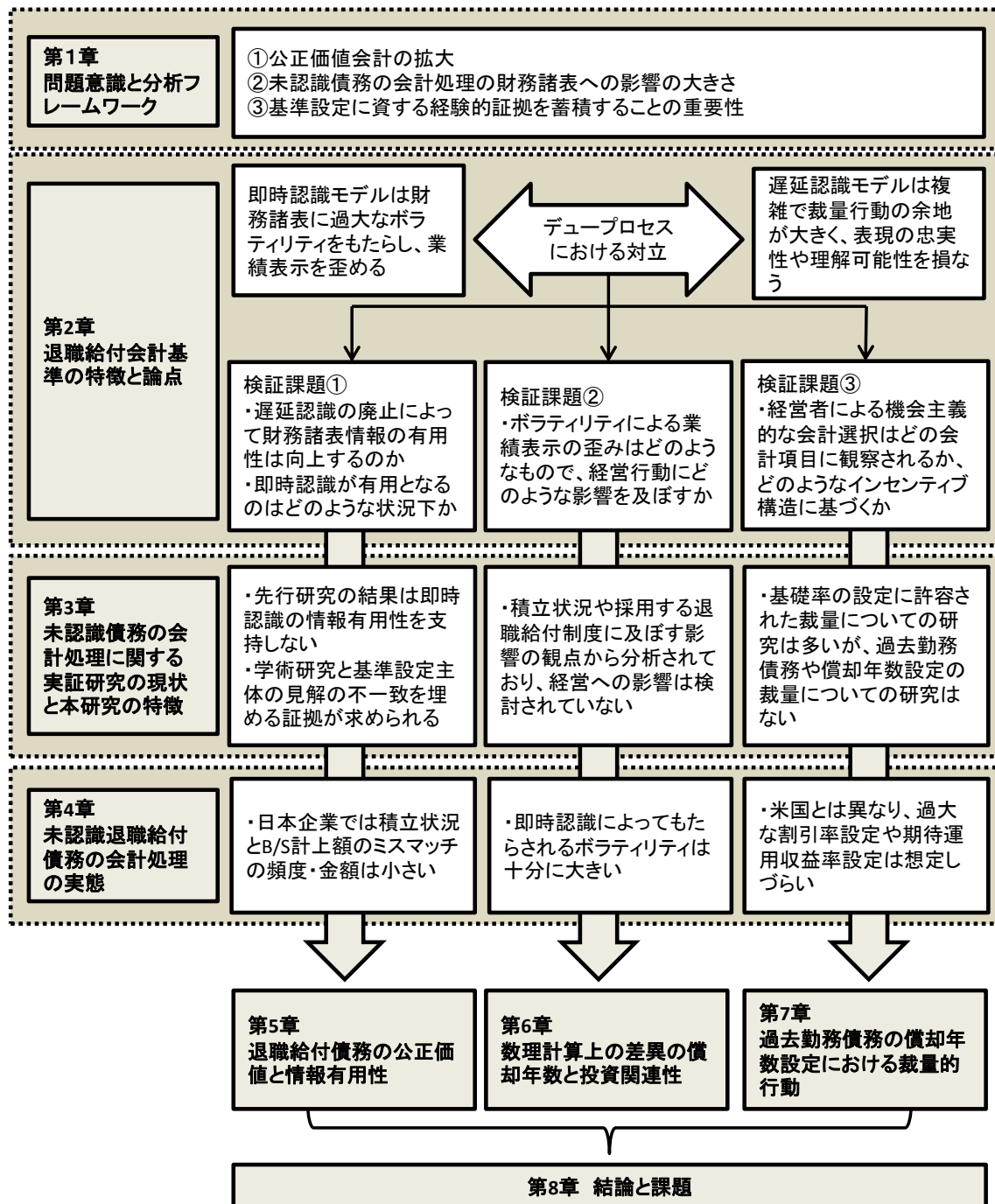
第5章「退職給付債務の公正価値と情報有用性」では、認識モデルごとの情報有用性の違いを明らかにし、即時認識モデルが有用となる状況を特定化することを目的とする。本章では、数理計算上の差異の認識モデルとして、旧日本基準に基づいた遅延認識モデル、IAS19 予備的見解のアプローチ1に基づく公正価値モデル、改訂日本基準に基づく包括利益モデルの3つを検討対象としている。これらのモデルにしたがって財務諸表を組み換え、それぞれに純資産・純利益を算出し、それぞれの価値関連性および格付関連性を比較している。また、公正価値モデルの情報有用性が高い状況を識別する仮説の検証を行う。

第6章「数理計算上の差異の償却年数と投資関連性」では、数理計算上の差異の償却年数設定が会計利益に及ぼす影響を投資関連性の観点から明らかにする。退職給付債務や年金資産の一時的な価値の変動が純利益計算へ反映される度合いは、数理計算上の差異の償却年数によって規定される。本章は、一時的な公正価値の変動が純利益計算に多く含まれる場合とそうでない場合とでの企業の投資行動の違いを明らかにするために、会計利益の投資関連性に着目する。

第7章「過去勤務債務の償却年数設定における裁量的行動」では、減額に起因する過去勤務債務の償却年数設定に許容された裁量の余地に対して、経営者がどれほど裁量的な選択を行っているのか、そうした選択に影響を与える要因は何であるのかを明らかにする。

最後に、第8章「結論と課題」において、本論文の発見を整理し、結論と将来の課題を提示する。次頁の図1は本論文の概略を示す。

図1 本論文の概略



(2) 問題設定

本研究は未認識債務の会計処理、具体的には遅延認識の廃止の良否を論点として取り上げる。未認識債務を遅延認識するか、即時認識するかという問題に関しては以下の 2 つの主張の対立が観察される。すなわち、①即時認識モデルはボラティリティが大きすぎるために財務諸表の業績表示を歪める、および②遅延認識モデルは複雑であり理解可能性に乏しい、である。

本論文の第 2 章において、この意見対立を中心に基準設定における議論を整理する結果として、以下の 3 つの検証課題が導かれる。すなわち、①数理計算上の差異の認識モデル間の情報有用性の違い、③数理計算上の差異に関連したボラティリティの経営行動への影響、③過去勤務債務の償却年数設定に許容された経営者の裁量、である。

第 1 の検証課題では、遅延認識の廃止によって財務諸表情報の有用性は低下するのか向上するのかを分析対象とする。未認識債務は、退職給付会計が退職給付に係る負債や制度資産の公正価値の測定を求めるが故に生じる期中の公正価値の変動を反映した項目である。徳賀 (2001b) は、遅延認識メカニズムによって退職給付会計は資産負債中心観に立脚した利益計算と収益費用中心観に立脚した利益計算のハイブリッドになっていると指摘する。この観点から、遅延認識の廃止によって退職給付会計から収益費用中心観的な処理が削除され、資産負債中心観に立脚した計算システムとしての側面が色濃く表れることにつながると解釈することもできる。こうした利益概念の変化を伴う会計基準の改訂は、基準設定主体の目的とするところである投資家の意思決定に資する財務諸表情報を創出することにどれだけ貢献しうるのだろうか。

第 2 の検証課題では、遅延認識肯定派の論拠となっている、ボラティリティによる業績表示の歪みはどのようなもので、それは経営行動にどのような影響を及ぼすかを検討する。退職給付会計基準の改訂は日本企業の財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性がある。公正価値会計の拡大は、企業のリスクテイク行動に影響を及ぼし、長期間に及ぶ投資行動に対して経営者が消極的になるようなインセンティブとして機能する可能性が指摘されている。また、遅延認識の廃止による財務諸表のボラティリティの増大は、財務諸表の業績表示を歪めるとして多くの批判を受けている。先行研究においても、退職給付会計の持つボラティリティの問題が企業の退職給付制度そのものを変革させた逸話的証拠が提示されている (Swinkels, 2006)。こうした点から、数理計算上の差異として測定される退職給付制度のボラティリティが経営行動にどのような影響を持ちうるかを検討することは重要であると考えられる。

第 3 の検証課題として、遅延認識否定派の論拠となっている、経営者による機会主義的な会計選択は、どの選択肢に観察されるのか、どのようなインセンティブ構造に基づいているのかを検討する。遅延認識への批判は主として、複雑な仮定を必要とすることによる理解可能性の低さや、裁量の余地がある仮定を多く用いることで経営者が利益調整や負債のオフバランス化といった目的に従って機会主義的に会計選択を行うことが可能である点

に向けられてきた。FASB や IASB は、こうした問題を選択肢の排除によって解決しようと考えている。これらの問題は日本企業にどの程度当てはまる問題なのだろうか。選択肢の排除は機会主義的会計選択を抑制するための最適な解決策であると言えるのだろうか。

(3) 数理計算上の差異の認識モデル間の情報有用性の違いの検討

検証課題①について、これまで欧米企業を対象として認識モデル間での情報有用性の違いに焦点を当てた研究が行われてきたが、日本企業を対象とした研究はほとんど行われてこなかった。しかし、第4章の分析によれば、日本企業を対象とした場合には、遅延認識を廃止する論拠は貸借対照表上の計上額と積立状況のかい離にも求めることはできない。この結果は、欧米企業を対象とした研究を根拠に改訂日本基準の求める貸借対照表上での即時認識（包括利益モデル）を採用することが合理的でない可能性を示唆する。そこで、旧日本基準導入前のタイミングで行われたような、投資家の情報利用の観点から基準改訂の是非を検討するタイプの研究蓄積が重要であると考えられる。

こうした問題設定のもと、第5章では遅延認識モデル、包括利益モデル、即時認識モデルの3つのモデルに従って財務諸表を組み換え、いずれの情報有用性が高いかを価値関連性および格付関連性の2つの尺度を用いて分析した。また、即時認識が有用となる状況を識別するために、倒産予測モデルを用いて企業の継続性が低いと思われるサンプルを作成し、モデル間比較を行った。

その結果、全体サンプルを対象とする場合には遅延認識モデルおよび包括利益モデルの有用性が高いが、企業の継続性が低いと想定されるサンプルを対象とした場合には包括利益モデルおよび即時認識モデルの有用性が高いことが明らかとなった。これらの結果から検証課題①について、遅延認識の廃止による財務諸表情報の有用性の変化は企業の継続性に依存する可能性が高いため、退職給付会計基準の改訂においては企業や企業年金の継続性に焦点を当てた議論が行われることが重要である可能性が高いと結論付ける。

(4) ボラティリティが経営行動に及ぼす影響の検討

検証課題②については、これまで記述的な証拠をベースにした研究が多く、また投資行動への影響に注目した研究は貸借対照表での即時認識に関連した研究があるのみであった。日本企業を対象とした研究も、筆者の知る限り行われていない。しかし、未認識債務の認識モデルによる財務諸表のボラティリティは純損益計算に大きな影響を及ぼすことから、経営行動への影響を検討することの重要性は高いと考える。

そこで第6章では、会計利益の投資関連性という概念を活用して、ボラティリティによって会計利益の業績表示能力がどのように変化するかを測定するアプローチを採用し、ボラティリティが高く持続性の低い会計利益が計算されるため、「数理計算上の差異の償却年数が短い企業では、長い企業と比較して、会計利益と投資金額との関連性が低い」と仮説を設定する。分析の結果、仮説を支持する結果が得られた。また、投資関連性の違いは旧

日本基準導入前からの企業特性の違いによってもたらされているわけではない可能性が高い。

会計利益はこれまで、将来キャッシュフローを見積る上で重要な情報源の1つとして位置付けられてきた。第6章の分析結果は、数理計算上の差異の会計処理の在り方によって会計利益のこうした特性が損なわれる可能性を示唆していると解釈することができる。

会計利益が、長期のキャッシュフローのトレンドを反映するというよりは、一時点での資産・負債の評価額に依存して大きく変動する場合、経営者はどのような投資意思決定を行うだろうか。加賀谷（2012）が指摘するように、リスクの高い資産への投資を積極的に行うことを避け、より手元にキャッシュを保有しておこうというインセンティブが高くなるかもしれない。

数理計算上の差異を損益計算書上でどのように会計処理するべきかという問題は、現在も議論が続いている。ASBJが2009年1月に公表した論点整理ではIAS19予備的見解で提案された3つのアプローチが挙げられている。この中にはすべての数理計算上の差異を発生時に即時に認識するアプローチも含まれている。

こうした会計処理をすべての日本企業に求めることは、会計利益の投資関連性を低下させ、日本企業の投資行動に変革をもたらす可能性がある。この意味で、遅延認識肯定派の論拠となっているボラティリティによる業績表示の歪みは、少なくとも日本企業を対象とした場合にはリスクの高い資産への投資を避けるといった帰結を生む可能性が高いと結論付けられる。

（5）過去勤務債務の償却年数設定に許容された経営者の裁量の検討

検証課題③に関連した、退職給付会計と経営者の機会主義的会計選択との関係については、これまで様々な観点から様々な項目を対象として実証研究が蓄積されてきた。とりわけ、旧日本基準の導入期を対象とした研究では、基準の許容する裁量が利益調整に用いられるのか、内部情報を伝達するためのシグナルとして活用されるのかという観点からの研究蓄積が多い。しかし、裁量を利益調整に活用することをどのように抑制することが可能であるかという観点からの研究は必ずしも多くない。

また、数理計算上の差異に関連した基礎率設定に許容された裁量に注目した研究は多いものの、過去勤務債務の償却年数設定に許容された裁量に注目した研究はこれまで行われてこなかった。しかし、第7章の分析によれば、過去勤務債務の償却年数設定については、他の基礎率等と比較して経営者と情報利用者との間の情報の非対称性が大きく、裁量が利益調整に用いられる可能性が高いと推測される。

そこで、第7章では過去勤務債務の償却年数設定に許容された裁量は利益調整に用いられるのか、用いられるのであればどのように抑止することが可能かを分析した。分析の結果からは、退職給付債務の減額を損益計算書に反映させる場合には、ターゲット利益の達

成というベネフィットと、株主に対する説明コストの上昇というコストのトレードオフ関係が存在する可能性が示唆される。

改訂 IAS19 は過去勤務債務の遅延認識を廃止することにより、償却年数設定の裁量を削除した。しかし、償却年数設定の根拠の開示を拡充するなど、株主からのモニタリングを支援することで経営者の機会主義的な利益捻出を抑止することができるかもしれないと結論付ける。

(6) 本論文から得られる示唆

上記 3 つの検証課題についての分析は、いずれも本研究の目的である基準設定の議論に資する経験的証拠を蓄積しているものと考ええる。それだけでなく、本研究の結果は、公正価値会計の拡大による経済的帰結の一端を明らかにしうる。

未認識債務の会計処理には退職給付会計の公正価値会計の側面が色濃く表れる。具体的には、以下の 3 点から公正価値会計について扱った研究に一定の示唆を与えると判断することもできる。

第 1 に、遅延認識の廃止は退職給付費用の計算に見られる平準化思考を排除する取り組みであると考えられる。徳賀（2001b）によれば、遅延認識モデルの特徴は資産負債中心観に基づく処理と収益費用中心観に基づく処理とのハイブリッドによる「利益の質のハイブリッド」に認められる。遅延認識の廃止はこうしたハイブリッドから決別する試みであるということもできる。損益計算書中心観に基づく平準化メカニズムを廃止し、資産負債中心観に基づく利益計算に統一することは、投資家の価値評価と財務諸表の持つ会計観を接近させる取り組みとして解されるのだろうか。

本研究の結果からは、企業の継続性が低い経済環境を想定するのであれば、退職給付に係る負債や制度資産の公正価値の変動を財務諸表に即時に反映するアプローチが有用となり得ることが示唆される。また、そのような経済環境に置いては、資産負債中心観を色濃く反映した会計の有用性が高い可能性がある。

第 2 に、公正価値測定によって生ずるボラティリティが企業の純利益計算に大きな影響を及ぼす点が指摘される。第 1 章の 2.1 節で述べたように、公正価値会計の拡大が企業のリスクテイク行動を消極化する可能性が指摘されている。遅延認識の廃止は公正価値測定のボラティリティを純損益計算に直接反映する側面を持っている。この意味で、未認識債務の会計処理を分析対象とすることは、公正価値測定によって生ずるボラティリティが損益計算書に反映される場合の経営行動への影響を検討するうえで、一定の示唆を持つと考えられる。

第 3 に、減額に起因する過去勤務債務は負債の公正価値会計にとっての「すでに起こった未来」となりうる。近年、負債の公正価値評価など、負債の見積り額の変化を損益計算へ反映させることによって大型の利益捻出が可能となるタイプの会計処理に関する議論が

活発化している²。減額に起因する過去勤務債務の償却は、負債の公正価値の見積り額の変更が会計利益に反映される会計処理と位置付けることも可能である。過去勤務債務の償却年数設定をめぐって経営者に許容された裁量が利益捻出に活用されているか否か、あるいはそうした裁量行動をどのように制限することができるか、といった論点はこうした問題についての「すでに起こった未来」を示している可能性がある。

こうした観点から、退職給付会計の導入やそこで求められる会計処理の在り方が、企業にどのような影響を及ぼしてきたのかを明らかにすることは、公正価値会計が拡大しつつある諸領域で行われる議論に対しても一定の示唆を与えることができると考える。

(7) 参考文献

- 加賀谷哲之. 2012. 「会計基準の国際的統合化・収斂化が投資行動に与える影響」『一橋ビジネスレビュー』 60(1) : 38-56.
- 徳賀芳弘. 2001(b). 「退職給付会計と利益概念」『會計』 159(3) : 334-346.
- Swinkels. L. A. P. 2006. Have Pension Plans Changed after the Introduction of IFRS?. *Working Paper*. SSRN: <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.917795>

² 2010年5月に国際会計基準審議会より公表された公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」では、企業が公正価値で測定することを選択した負債の信用リスクの変動によって生じる純損益のボラティリティは、直感に反し、投資家に有用な情報を提供しないとの懸念を受け、負債の会計処理の変更が提案されている。